

持続化給付金と政教分離原則

—判例における違憲審査の検討に基づく新しい判断基準の考察—

前田実来

目次

1	はじめに	2
1.1	問題の所在—宗教法人に対する持続化給付金の給付が政教分離原則に反するか	2
1.2	本レポートの構成	2
2	判例における政教分離規定の判断枠組み	2
2.1	憲法 20 条 3 項で禁止される宗教的活動	2
2.2	憲法 20 条 1 項後段で禁止される宗教団体への特権付与・宗教団体による政治上の権力の行使	3
2.3	憲法 89 条で禁止される宗教団体への公的支出	4
3	目的効果基準と新しい判断枠組みの検討	4
3.1	目的効果基準に対する検討	4
3.2	新しい判断枠組みの検討	5
4	持続化給付金における政教分離問題への当てはめ	7
4.1	他の非宗教的な方法で、宗教法人の「事業の継続・再起」をはかる方法があるか	7
4.2	社会的に不合理な結果を生じるといえるか	8
5	まとめ	9
6	参考文献	10

1 はじめに

1.1 問題の所在—宗教法人に対する持続化給付金の給付が政教分離原則に反するか

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う営業自粛などにより経済の後退の大きな影響をうけている中小企業・個人事業主に対する支援政策の一環として、持続化給付金給付の申請手続きが経済産業省管轄の下で行われている。この給付対象に宗教法人を追加する案が浮上したが、憲法の政教分離条文（憲法20条、89条）の観点から慎重な意見が出ており、5月27日の閣議決定で与党内での調整がうまくいかず、本案は除外された。しかし、果たしてこのような社会的状況に即した緊急性のある給付金についても政教分離原則を一貫して適用すべきであるといえるだろうか。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う営業自粛や緊急事態宣言による外出自粛により、経営が困難に陥った宗教法人も確かに存在するはずである。特に零細な宗教法人の場合には観光客が多い全国的に知名度のある宗教法人よりも、感染拡大が無かったと仮定したとしてもその参拝客数は大きく劣後すると考えられ、今回の経済の後退の影響を大きく受けていると考えられる。そのような宗教法人にも今回のようなウイルスの蔓延を「仏様から与えられた試練」としてとらえ、何の給付も行わず受容するよう強制するのはいささか厳しすぎる態度であると考えられる。一方、明治憲法下で国家神道が実質的に国教と位置づけられ、他の宗教が抑圧された歴史上の反省に基づき、アメリカやフランスと同じように、政教分離の徹底が日本では理想とされている。よって、上記の問題に関わる政教分離は感情論だけで結論を導くべきではなく、厳密な論証を通じてそれが憲法上認められるか否かを判断しなければならない。

1.2 本レポートの構成

以上に記した問題を明らかにするため、本レポートでは、次のような順にしたがって検討を進める。

まず2では憲法20条、89条の政教分離規定によって禁じられる行為について検討し、主要な判例はどのような判断枠組みで、それぞれの行為の該当性を検討しているのかを概観する。つづいて3では判例が採用する基準について近年学説が唱えている問題点や、それにかわる新しい判断枠組みについて検討する。4では2、3に基づいて本件の持続化給付金が政教分離に違反するかどうかを、当てはめによって検討する。最後に5において1、2、3、4、のまとめを行う。

2 判例における政教分離規定の判断枠組み

*1

2.1 憲法20条3項で禁止される宗教的活動

憲法20条3項は宗教教育を典型とするいかなる宗教活動も禁止しているが、その範囲は非常に抽象的で、人によってもその基準は曖昧であるため、その定義がどのように定められるかが問題となる。判例はどのように定義しているのか以下を見ていく。

*1 新井誠ほか 「憲法II 人権」（日本評論社,2017年）98-101頁 （1）から（3）の分類の仕方。

①津地鎮祭訴訟最高裁判決^{*2} 目的効果基準の登場

(ア) 政教分離原則の意義

政教分離原則は間接的に信教の自由を保障する制度的なものとして国家の宗教的中立性を要求するものであるが、個人の内面に深く関わり、同時に多方面にわたる社会的事象としての側面も有している信仰の性質上、信仰と国家の完全な分離は实际上不可能である。よって政教分離違反として問題となる宗教的活動と、問題にならない宗教的活動について区別をしなければならない。

(イ) 目的効果基準

(ア) でのべた意義から、政教分離違反とされる行為は、「当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」と解すべきであるとした。また問題となる行為が宗教的活動にあたるかを検討する際には「当該行為の外面的側面のみにとらわれることなく……当該行為に対する一般人の宗教的評価……諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断しなければならない」としており、一般人の見解も考慮要素とした。

(ア)(イ) から本件起工式と宗教の関わり合いは否定できないが、起工式の宗教的意義が建築上の儀式として希薄化しており、一般人の評価からしても世俗的な行事と評価される点、そして目的効果基準にてらしても目的は世俗的であり、神道の援助、助長、促進などの効果は生み出さない点などを総合考慮して 20 条 3 項の宗教的活動にはあたらないと判示した。

②箕面市忠魂碑訴訟最高裁判決^{*3} 目的効果基準の採用

(ア) ①における目的効果基準は本判決でも利用されている。本判決においては被上告人である箕面市長が慰霊祭に参列した行為の政教分離違反が争われたが、当該行為の目的は戦没者遺族のための社会的儀礼を尽くすという「専ら世俗的なもの」であり、その効果も特定宗教の「援助、助長、促進又は圧迫、干渉等」とはならないとして本件行為は政教分離に違反しないと判示した。

(イ) よって 20 条 3 項で禁止される宗教的活動については、①に引き続いて、②でも目的効果基準が採用されており、日本の最高裁において支配的な基準として確立しているとかがえる。

2.2 憲法 20 条 1 項後段で禁止される宗教団体への特権付与・宗教団体による政治上の権力の行使

憲法 20 条 1 項後段では宗教団体ごとに待遇措置を変えたり、宗教団体を他の団体より優遇することは「特権付与」として禁止され、また国又は地方公共団体が行使すべき政治上の権力を宗教団体が行使することを禁止している。

しかし判例においては上記のような行為の有無の判断基準は必ずしも詳細には論じられていない。(1) でのべた二つの判例においても、20 条 1 項後段事由に違反しないという判断に大きく影響したのは、当該行為が 20 条 3 項に言う宗教的活動に当たらなかったことであった。後述する空知太神社判決においては直接的に 20 条 1 項後段違反が認められたが、その判断に影響したのは「市の行為が憲法 89 条に違反していること」であった。

^{*2} 最大判昭和 52 年 7 月 13 日民集 31 卷 4 号 533 頁。

^{*3} 最三小決平成 5 年 2 月 16 日民集 47 卷 3 号 1687 頁。

2.3 憲法 89 条で禁止される宗教団体への公的支出

89 条前段では宗教上の組織や団体に対する公金支出を禁止し、後段では慈善団体などへの公金支出を制限することによって、間接的な宗教団体への財政的支援を禁止している。本規定は政教分離を財政面から基礎づけるものと言うことができる。

89 条違反が問題となった重要な判例は以下の二つである。

①愛媛玉串料訴訟 上告審判決^{*4} 目的効果基準の採用

本件においても津地鎮祭事件判決と同じように政教分離原則の意義について考察

されており、20 条 3 項違反の判断についてについて目的効果基準を採用するとし、憲法 89 条違反についても当該公金支出行為が相当とされる限度を超えるかどうかは「同様の基準によって判断しなければならない」としている。

一方で本件においては津地鎮祭事件判決にはない独自の要素も考慮されており、特定の宗教との関わり合いの程度をはかる目的効果基準において、関わり合い自体が目的・効果とは独立の考慮要素とされている。本件事例においては玉串料の宗教的意義が公知の事実であること、玉串料奉納の社会的儀礼としての性格の低さ、奉納

者の意識、同種の行事に対する奉納行為の有無などを総合考慮し、「県が特定の宗教団体との間にのみ意識的に特別のかかわり合いを持った」と判示した。

②空知太神社訴訟判決^{*5}

本件において 89 条は「公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合い」が信教の自由の制度的保障目的の関係で一般人の目から見て「相当とされる限度を超えるもの」と認められる場合に当該公金支出行為が 89 条違反であるとしており、①と検討するべき対象は共通している。一方で、審査基準については「当該宗教的施設の性格、当該土地が……諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべき」とし、目的効果基準を採用しなかった。

実際に判断過程において、本件神社物件の宗教的性格、管理者が憲法 89 条における「宗教上の組織若しくは団体」にあたり、本件利用提供行為が当該団体の宗教的活動の実施を容易にしていること、一般人の評価、当初の提供行為の目的などを総合考慮し、本件利用提供行為は憲法 89 条の禁止する公的財産の利用提供にあたると判示した。

以上①②で見てきたように、目的効果基準は 89 条違反が問題になる事案において一貫

しては採用されていない。

3 目的効果基準と新しい判断枠組みの検討

3.1 目的効果基準に対する検討

2 で見たように政教分離に対する判断枠組みは目的効果基準が最高裁の判断基準とし

*4 最大判平成 9 年 4 月 2 日民集 51 卷 4 号 1673 頁。

*5 最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁。

て採用されていたように思われるが、最高裁の判断基準は必ずしも明確ではない。これは目的効果基準に内在する欠陥が背景にあると思われ、判決文における裁判官の意見・反対意見にも目的効果基準に対する批判が指摘されている。ここでは特に愛媛玉串料訴訟における高橋裁判官・尾崎裁判官の意見^{*6}について取り上げる。

①高橋意見

- ・目的効果基準において判断要素とされる「社会的・文化的状況」や「相当とされる限度」の内容が不明確であり、裁判官の裁量によってどこまでも広範に解釈で

きる「目盛りのない物差し」といえるため、不適切である。

②尾崎意見

・目的効果基準はあくまでもアメリカの修正憲法下における政教分離問題において採用された基準であり、日本国憲法と当該修正憲法の根本的な相違点を度外視している。

・宗教的行為に該当するかどうかを検討する際に「ある行為」・「当該行為」が国の活動なのか国がかかわり合いを持とうとした対象行為なのか不明確であり、それに対する一般人の評価も上記のどちらに対して向けられたものを判断基準とするのか不明確であり、一義的に把握できず、真意を把握することが困難である。

・「社会通念」の視点から判断することで、暗黙に多数決主義が採用されており、必ずしも「社会通念」とはいえない少数者の信教の自由を侵害している、または無視していると考えられる。

筆者も2でも述べたような最高裁の採用した判断基準の変遷を見ると、必ずしも目的

効果基準が政教分離判決における唯一の判断基準とは断言できず、より個別具体的な事案に適した判断基準を見つけるために試行錯誤していると考えられる。では、目的効果基準による画一的な解決が困難となった今、どのような判断基準がそのような要請に適切であると言えるだろうか。

3.2 新しい判断枠組みの検討

①エンドースメントテスト

エンドースメントテストとは、アメリカ連邦最高裁で政教分離の判例法理として初めて確立したレモンテストを修正した形で採用された新たな判例法理である。

まず、レモンテストはレモン v. S カーツマン事件において採用された判断基準であり、州法が修正憲法に適合するか否かが争われた。レモンテストでは大きく3つの要素が重要視され、当該国の行為や法律が i 「世俗的な立法目的 (a secular legislative purpose) をもつものでなければならない」、ii 「その主たる効果 (principal or primary effect) は、宗教を助長するものでも、抑圧するようなものでもないようなものでなければならない」、iii 「『政府の宗教との過度の関わり合い』 (an excessive government entanglement with religion) を促進するものであってはならない」とされた^{*7}。しかし、その後の連邦最高裁判例では日本の最高裁判例と同じようにレモンテストが用いられなかつたり、2000年代に入って再び i の要件が重視される形で復活するなど一貫した判断基準としては機能していないと考えられる。

^{*6} 前掲注4。

^{*7} 門田孝「政教分離原則の検討枠組みに関する一考察 一合衆国連邦最高裁判例解説の試みと併せて」 名古屋大學法政論集第230号 (2009年) 280頁。

このような多様なテストが試される中で 1980 年代以降にレモンテストを修正する形でオコナー判事によって提唱されたテストがエンドースメントテストである。このテストでは「政府が宗教を『是認 endorsement』あるいは『否認 dissaproval』するメッセージを伝達するかどうかを問題とする^{*8}」。そのためレモンテストにおける i 目的、ii 効果の要素を i 政府が宗教を是認・否認するメッセージを伝達するかという要素に組み入れ、ii 過度のかかわり合いを第 2 の要素とする。そして i の判断は「合理的観察者」、つまり「共同体の歴史とコンテキストを知っている仮想上の観察者^{*9}」の視点から判断されるとされた。

「合理的観察者」は「歴史的慣行」に対する評価を政教分離の判断にどのように組み込むのか、アメリカ修正憲法上の対立する宗教の自由行使条項と国教禁止条項の均衡をどのように保つかという点で判断の恣意性を防ぐため、つまり目的効果基準でも批判に上がっていた少数者の信教の自由を最大限保障することを意図して導入された^{*10}。前者の点においては、宗教少数派でも多数派でもない仮想的な「観察者」を想定せざるをえず、後者の点においては政府が個人に対して義務や不利益を課す場合には自由行使条項の根底にある諸価値も考慮にいれつつ、宗教的なメッセージが伝達されているかを判断する「観察者」を前提としなければならなかった。

しかし、上記のようなテストには批判の声も多く上がった。まず、「合理的観察者」の地位が曖昧である点である。宗教少数派でも多数派でもない観察者の地位や自由行使条約の諸価値を考慮するあくまで建前的な観察者を想定することは、可能なのか疑問を抱かざるをえない。そのため結局は少数者の信教の自由を無視する結果になると考えられる。また、歴史的慣行や国による間接的援助など特定のカテゴリーに対しては一定の基準を示すことができているが、個別具体的な事案ごとの文脈依存性が高く、普遍的な基準としては不適切であると指摘されている。

以上のように見てみると、エンドースメントテストではアメリカの判例法理から生まれたものであるため、日本に導入できるのかという問題もあり、目的効果基準で指摘されていた問題点を克服できないと考えられる。よって、日本においては採用できない。

②愛媛玉串料訴訟判決における尾崎意見の提案^{*11}

まず愛媛玉串料訴訟判決において尾崎裁判官が自信の意見の中で述べていた判断基準について検討する。

この判断基準の考え方は、従来の目的効果基準が政教分離違反として「許されない行為」について定めたことと対照的に、政教分離に違反しないとして例外的に「許される行為」について定めることで信教の自由を最大限保障することが可能になるとする。つまり「政教分離原則の例外として特に許容するに値する高度な法的利益が明白に認められない限り、国は疑義ある活動に参加するべきでなく、他の非宗教的な方法で当該活動を実現できる場合にはそのような活動をするべきではないが、「宗教的方法によらなければ施策を実行できず、放棄すると社会生活上不合理な結果を生じる」とときは原則の例外として許されると解する。

そして、「不合理な結果が生じる」かについて判断する要素は i 施策（活動）の目的、ii 施策（活動）の法的価値（信教の自由に及ぼす影響に比して優越といえるか、どれくらい優越するといえるか）、iii 施策（活動）に

*8 根田恵多「合衆国最高裁の政教分離判例における「エンドースメント・テスト」の諸相 —「エンドースメント論」と「エンドースメント・テスト」の緊張関係—」 社学研論集 24 卷 (2014 年) 180 頁。

*9 根田前掲注 8 182 頁。

*10 根田前掲注 8 188 頁以下。

*11 前掲注 4。

よる利益、以上を総合考慮して判断する。

以上のように見ると、尾崎意見における判断基準は目的効果基準に比して、指摘されていた裁判官の広い裁量判断が介入する余地が少なく、前提として例外的に「許される行為」について限定的に定めている点において信教の自由に与える影響は少なく、目的効果基準において「できるだけ許されない行為を広く定義することで政教分離に厳格に判断する」という要請も満たしていると考えられる。またアメリカの判例法理を下敷きにしているわけでは無いため、性質の異なる憲法解釈の壁も乗り越えられると考えられ、少数者の信教の自由についても ii の要素で十分考慮されると考えられる。よって筆者は当該尾崎意見における基準が目的効果基準の問題点を克服でき、個別的事案にも対応できる政教分離原則問題の判断基準であると考える。

なお、尾崎裁判官の意見は 20 条 3 項関連で公権力による「宗教色を帯びた行為」を前提としているが、持続化給付金はあくまで営利的事業を行う事業主を対象とした制度であり、宗教色を帯びた行為を前提としておらず、基準適用として一貫性があるといえるかが疑問としてあげられる。この点について、本レポートでは持続化給付金そのものの合憲性を検討しているわけではなく、当該制度の普遍的適用によって、部分的に政教分離原則違反の問題が生じるのかどうかを検討しているのであり、当該限定的範囲での適用においては宗教法人への公金支出が「宗教色を帯びた行為」として存在していると考えられるため、一貫性は保たれると考えられる。

以下 4 では、本レポートで最初に問題としてあげた持続化給付金における政教分離問題について当該基準をあてはめて考える。

4 持続化給付金における政教分離問題への当てはめ

4.1 他の非宗教的な方法で、宗教法人の「事業の継続・再起」をはかる方法があるか

① 「観光名所」と言われるような宗教法人

上記のような宗教法人は、大規模な檀家体制を有するものも少なくないため、檀家からの支援をある程度確保することは可能であり、ウイルスと共に存する社会においても状況に対応できる設備を備える財政的基盤も後述の②より強力であると考える。

状況に対応する策としては、完全予約制や時間ごとに入場制限を行って、感染症対策を十分行った上で参拝・観光を可能にしたりすることなどがあげられる。また PR 力・発信力をいかしてライブ会場として貸し出したり、技術者集団とのコラボレーションで本来の宗教法人としての枠組みを超えた活用方法も期待でき、リモートでの配信などにも十分対応できると考えられる。

以上を考えると、①のような宗教法人は給付金を受け取る以外に事業の継続・再起をはかる手段が存在すると考えられるため、給付金の取得は政教分離原則に反すると考えられる。

② 零細な宗教法人

ではより地域にねざす零細な宗教法人はどうか。このような宗教法人は①よりも大規模な檀家制度を抱えているとはいはず、平常時においても檀家からの支援が①に比して著しく少ないとすることは否定できない。そのため、①で述べたような各種感染症対策と両立する参拝客の受け入れに適応するための財政的基盤が確実であるとは断言できない。また、地域的特色が強いため、①に比べて当該教会や寺院の PR 力・発信力がもともと「観光客を多く呼び込むこと」を目的としていないため、弱く、状況に対応できるとは考えにくい。

よって②のような宗教法人は給付金を受け取る必要性・相当性が認めら、他の非宗教的な方法では再起・事業の継続が困難と考えられる。

③①と②の区別

①の「観光名所」と言われるような宗教法人がどのような基準で決められるべきか不明確と考えられるが、当該持続化給付金は申請に基づいて行われるため、当該申請に基づいて、宗教法人の檀家の規模や、平均的な事業収入、新型コロナウイルス拡大に伴う外出自粛・営業自粛でどれくらいの割合の収入を失ったかなど総合的に判断して経済産業省が判断できる事柄であり、考慮の結果①のグループに入るとと思われる場合には当該宗教法人に社会状況に適合する新しい事業の継続方法を提案したり、観光市場を補助金などの国民への支給で活性化させ、間接的に宗教法人を援助することも求められると考えられる。

ただ、経済産業省に問題を一任させて地方公共団体との連携がうまくいかな場合や、感染拡大を抑止する一方で経済活動を再開させることの困難さは重大であるため、その点における政策的な判断には本レポートでは立ち入らない。

4.2 社会的に不合理な結果を生じるといえるか

では、(1) ②の宗教法人は給付金を受け取らなければ、社会的に不合理な結果を引き起こすと言えるのだろうか。

①「公益的・社会的な活動^{*12}」主体としての宗教法人

宗教法人は純粋に宗教的な事柄にしか関与しないという従来の閉鎖的な役割だけではなく、近年特に大規模な自然災害が発生した場合に宗教法人が「公益的・社会的な活動」を担う事例が多くなっている。例えば、東日本大震災が発生した2011年には宗教施設の広い施設や豊富な備蓄品を利用して一時的な避難所や遺体安置所として機能するほか、宗教法人のネットワークを利用した義援金を集め、復興活動に貢献したことなどがあげられる。また、「傾聴カウンセリング」などの実施により、災害で心に傷を負った被災者の精神の健康にも少なからず貢献したことあげられる^{*13}。

近年南海トラフ地震や首都直下型地震の発生確率の高さが無視できない中、災害大国日本において、国や地方公共団体だけではなく、民間の宗教法人のこうした有事の際の役割は拡大しており、地域住民も一定の期待をしていることは否定できないと考えられる。

②「地域コミュニティの中心としての宗教施設^{*14}

①と同じく、近年の社会状況の変化に伴って「地域コミュニティの中心として」宗教施設を理解する考え方が多く提唱される。この考え方の特徴は「宗教団体・宗教施設をソーシャル・キャピタル（社会的資本）の源泉として」とらえようとする点にある^{*15}。つまり、血縁・地縁・社縁というつながりが従来よりも希薄になってしまった現代の「無縁社会」において、地域社会における「社会的なつながりのネットワーク」を担う中心として宗教施設をとらえるのである^{*16}。

上記のように考えると、東日本大震災からの復興において「コミュニティを一体的に維持すること」^{*17}の必要性が説かれたことから、現在の新型コロナウイルスが感染拡大を続ける状況においても地域社会を一体的に維持する必要があると考えられる。そしてそのようなコミュニティの一体的な維持には宗教施設や宗教法人の

*¹² 田近肇「大規模自然災害の政教問題」臨床法務研究13号（2014年）16頁。

*¹³ 藤山みどり「国内の震災報道に見られた宗教の役割～宗教者による支援活動～」（2011年）宗教情報センター・ウェブサイト（<https://www.circam.jp/reports/02/detail/id=1998>）に掲載。

*¹⁴ 田近・前掲注12 18頁。

*¹⁵ 田近・前掲注12 18頁。

*¹⁶ 大谷栄一「宗教は地域社会をつくることができるのか？」 大谷栄一＝藤本頼生編『地域社会をつくる宗教』（明石書店,2012年）19頁以下。

*¹⁷ 東日本大震災復興構想会議「復興への提言～悲惨のなかの希望～ Towards Reconstruction “Hope beyond the Disaster”」（2011年）16頁。

維持も含まれるはずであり、本件における給付金の支給も不可欠であると考えられる。

③少数者の信教の自由

仏教的な施設などに限らず、教会やモスクといった日本における宗教的マイノリティーのための施設や宗教法人にも目を向けてみると、そのような施設が無くなってしまう、または存続の危機にある場合には当該宗教的マイノリティーが限られた祈りの場を失うことになってしまう。また、そのような宗教施設において同じ宗教的バックグラウンドを持つ者達が集まることで、地域社会まで規模があるとは言えないが、一定規模のコミュニティが形成されるとも考えられる。そのような機会はより快適な暮らしを実現し、助け合いながら生活をするためには必要不可欠である。

よって、給付金を支給することでこのような宗教的マイノリティーの宗教施設・法人を援助することは、少数者の信教の自由を保護する結果につながると考えられる。

④総合考慮

①から③をふまえると、(1) ②に該当する宗教法人に対して事業の継続・再起のために持続化給付金を支給することは、①・②で述べたような宗教法人の公益的な役割・地域コミュニティの中心としての役割を存続させることにつながり、それは現在・将来において地域社会を一体的に維持していくために必要不可欠な事柄である。また、③で述べたように宗教法人の保護は少数者の信教の自由保護につながり、特定の宗教団体に対してのみ公金を給付するわけではないため、信教の自由に与える影響に比して当該施策の法的価値は大きく優越すると考えられる。以上に述べたことを総合考慮すると、社会的に不合理な結果は生じないと考えられる。

よって、本レポートで採用した基準に基づいて、(1) ②に該当する宗教法人に対する持続化給付金の支給は政教分離原則に反しないと考える。

5 まとめ

本レポートでは愛媛玉串料訴訟における尾崎裁判官の提言した基準を採用した。当該基準では前提として「例外的に許される行為」に該当するかを重視したが、目的効果基準においても「政教分離違反として許されない行為」を重視しており、「例外的に許される行為」も前提として存在している。つまり、日本国憲法が政教分離原則を採用しているとしても、それは宗教団体が一定の公益的役割を果たすことや一般の人々が宗教団体のそのような活動に一定の期待を抱くことも一切禁止する趣旨ではないのである^{*18}。よって「公金支給」と「宗教団体」という言葉に過剰に反応して政教分離原則を主張することは、宗教団体が潜在的に有する重要な役割を実現不可能にしてしまうのであり、適当ではない。

一方で、政教分離問題については2で概観したように必ずしも最高裁の立場が安定しているとは言えず、筆者が採用した基準も欠点が見つかる可能性もあり、非常に不確定要素の多い問題である。しかし、政教分離問題と同じように「目に見えない」ウイルスと共に存する社会を実現しようとする現在においては、そのような状況に対応した柔軟な問題解決が可能であると考える。

また、本レポートで採用した判例では見られなかったが、仏教や神道の他にも近年グローバル化が進む中でキリスト教など日本においても宗教の多様性が急速に進んでおり、来

^{*18} 片桐直人 書評 日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『なぜ教会は社会問題にかかわるのか Q & A』宗教法学会誌 32号（2013年）212頁。

年延期された東京オリンピックが開催されれば、当初予定されていたほどではないと考えられるが、一定数の外国人は日本を訪れることが予想される。そこで外国人や宗教的マイノリティーにも配慮した宗教施設のあり方が地域社会においてだけではなく都市部においても求められる。よって、仏教に限らず日本に存在する多くの宗教施設が持続化給付金を支給されることで、特にローカルな特色を有する場合にはその社会的資本の担い手としての役割を十分發揮できるように事業が継続できれば好ましいと考える。

6 参考文献

- ・新井誠=曾我部真裕=佐々木くみ=横大道聰 「憲法II 人権」(日本評論社,2017年)。
- ・門田孝 「政教分離原則の検討枠組に関する一考察 一合衆国連邦最高裁判例解説の試みと併せて」 名古屋大學法政論集第230号(2009年) 271-316頁。
- ・根田恵多 「合衆国最高裁の政教分離判例における「エンドースメント・テスト」の諸相 —「エンドースメント論」と「エンドースメント・テスト」の緊張関係—」 社学研論集24巻(2014年) 178-193頁。
- ・田近肇 「大規模自然災害の政教問題」 臨床法務研究13号(2014年) 15-39頁。
- ・藤山みどり 「国内の震災報道に見られた宗教の役割～宗教者による支援活動～」(2011年) 宗教情報センター・ウェブサイト (<https://www.circam.jp/reports/02/detail/id=1998>) に掲載。
- ・大谷栄一「宗教は地域社会をつくることができるのか?」 大谷栄一=藤本頼生編『地域社会をつくる宗教』(明石書店,2012年)。
- ・東日本大震災復興構想会議 「復興への提言～悲惨のなかの希望～ Towards Reconstruction “Hope beyond the Disaster”」(2011年)。
- ・片桐直人 書評 日本カトリック司教協議会社会司教委員会編『なぜ教会は社会問題にかかわるのか Q & A』宗教法学会誌32号(2013年) 211-213頁。